

学生便覧「6. 課外活動等について」一部抜粋

6. 課外活動等について

② 学生の施設使用について

(1) 教室等施設使用申請

学生が学内で研究，制作，集会及び諸活動等のため研究室，教室，運動施設，その他諸施設等を使用しようとするときは，原則として施設使用申請書（用紙は教育支援グループにあります）を教育支援グループへ提出し，キャンパス長に許可を得なければなりません。なお，使用申請については，下記のように取り扱っています。

A 使用方法

- (a) 使用可能時間内に，各専攻等演習室，実験室（以下「研究室等」という。）を使用する場合には，届け出を必要としない。

なお，使用可能時間外に研究室等を使用する必要がある場合には，部屋を管理する教員の了承を得て使用者自らが事前に届け出るものとする。

- (b) 講義室（共用演習室を含む），福利厚生施設及びサークル室等を使用する場合には，使用可能時間内であっても事前に申請し，許可を得るものとする。

なお，講義室等については，使用可能時間外の使用は認めない。ただし，キャンパス長が特に必要があると認めたときは，この時間を超えて使用することができる。

B 使用申請の提出方法

- (a) 研究室等を使用可能時間外に使用する必要がある場合には，部屋を管理する教員の了承を得て使用者自らが「施設使用申請書」により教育支援グループへ届け出るものとする。

- (b) サークル室等については，使用するサークル等が「施設使用申請書」に顧問（学生指導）教員の確認印（署名）をもらい，教育支援グループへ提出して許可を受けるものとする。

- (c) 講義室等を使用したい場合は，「施設使用申請書」に顧問（学生指導）教員の確認印（署名）をもらい，教育支援グループへ提出して許可を受けるものとする。また，講義室等には，研究棟の共用演習室，福利厚生施設の小ホールも含む。

- (d) 借用期間は，①前期授業期間（4月1日～8月上旬），②夏期休業期間（8月上旬～9月末），③後期授業期間（10月1日～2月上旬），④学年末休業期間（2月上旬～3月末）に分かれており，各期間の始まる一週間ほど前から受付けを開始しています。

- (e) 使用する際には，使用する部屋の入口扉に「施設使用許可書」を掲示すること。

- (f) 大学は，一定時刻に全ての出入口を閉鎖する（詳細は掲示等により周知する）。

なお，使用申請書に記載されていない者の出入りは一切認めないものとする。

C 本申請書はすべて、原則として使用3日前（土・日・祝日を除く）までに教育支援グループへ提出すること。（使用者に学外者を含む場合は5日前までとする）

なお、学生大会の場合は使用一週間前とする。

D 使用者は、下記注意事項を守ること。

(a) 使用はもちろんのこと、その他これに附随する諸施設、備品等は極力大切に扱うこと。

(b) 使用許可時間の範囲

使用場所	平日	土・日・祝日	休業期間中
教室・共用演習室 サークル室 小ホール	07:30～24:00	08:30～24:00	08:30～18:00
体育館・武道場5月～10月	07:00～23:00	07:00～18:30	07:00～20:00
体育館・武道場11月～4月		07:00～20:00	
グラウンド・球技練習場	07:00～18:30		
各分野等演習室・研究室	7:30～24:00	08:30～24:00	

(c) 使用許可申請書に記載してある附帯条件を守ること。

なお、教室、体育館及び武道場での飲食は禁止する。

(d) いったん使用を許可した場合でも、その後大学側の事情により許可を取り消す場合がある。

(e) 授業期間（時間）中はもちろん、たとえ長期休業期間中であっても日中に講義や講習等が開催されることがあり、その場合は、室外に音の漏れる活動（バンド演奏等）を許可しないことがある。

⑥ 遠征・合宿届について

体育系、文化系を問わず、各種大会への遠征・合宿・練習・公演等で活動場所が大学以外になる場合には、出発する7日前までに「各種大会等参加届」を教育支援グループに提出してください。